

横浜市港北公会堂第三期指定管理者公募に係る 質問・回答項目一覧

※ 質問受付期間を経過した後の質問や、この回答に対する追加質問、申請にあたっての相談等には一切応じられませんので、ご注意ください。

※順番は、質問受付順になります。

番号	分野	詳細	内 容	回 答
1	公募要項	収支予算書について	様式3の収支予算書の記載は、様式3平成31年度分の提出で問題ないでしょうか。ご教示ください。	平成31年度分の提出で問題ありません。
2	公募要項	共同事業体について	共同事業体を結成する場合、代表企業並びに構成企業ともに6月11日に実施された現地見学会に参加していることが条件となるのでしょうか。それとも代表団体だけが参加していれば、構成企業は現地見学会に参加していなくても結成が可能でしょうか。ご教示ください。	代表団体が参加していれば、共同事業体の結成は可能です。
3	公募要項	審査方法について	プレゼンテーションに関する時間配分と質疑の時間配分はそれぞれ何分間でしょうか。分かる範囲でご教示いただけますでしょうか。	面接審査のプレゼンテーションの時間は、応募団体に後日連絡します。
4	特記仕様書	広告物について	現在館内で広告物を掲示し料金を徴収している実績はございますでしょうか。ご教示ください。	実績はありません。
5	特記仕様書	自動販売機について	現指定管理者が設置している自動販売機は何台ありますか。ご教示ください。	2台あります。
6	その他	大型修繕について	平成32年度の閉館大規模改修以外に指定期間中5年間において大型修繕などの計画はありますか。ご教示ください。	平成32年度の休館期間に衛生配管改修工事を予定しています。
7	公募要項	応募書類について	(ア) 指定申請書(様式1)ですが、押印は不要ということで宜しいでしょうか。必要な場合は、社判・代表印の押印で宜しいでしょうか。	指定申請書(様式1)は様式上、必ず押印しなければいけないものではなく、押印は不要です。
8	公募要項	応募書類について	7月中旬に本社が移転するのですが、提出時点では登記簿への反映が間に合いません。反映前のものを提出し、後日差し替えという形でもよろしいでしょうか。	反映前のものを提出し、登記が完了した時点で速やかに追加で提出してください。
9	特記仕様書	自主事業について	自主事業を行うにあたり、事前に指定管理者が部屋を押さえることは可能でしょうか。	市民利用を阻害しないように留意した上で、事前に部屋を押さえることは可能です。
10	特記仕様書	自主事業について	指定管理者が自主事業を行う場合、減免は適用されますでしょうか。	減免を適用することは可能です。
11	特記仕様書	自主事業について	会議室以外の諸室でも空きがあれば、稼働率向上のために自主事業を行うことは可能でしょうか。	横浜市港北公会堂指定管理業務特記仕様書「第2 公会堂の管理運営業務の基準」の「4 指定管理者が提案し実施する事業」に記載のとおりです。

番号	分野	詳細	内 容	回 答
12	特記仕様書	自主事業について	自主事業の実施計画を区に提出する際は、年間の予定を提出するのではなく、開催毎に提出するという認識でよろしいでしょうか。	事業計画書提出時に年間の予定を提出してください。詳細については開催ごとに協議してください。
13	特記仕様書	修繕について	今後、修繕を見込んでいるものがあれば、ご教示ください。	平成32年度の休館期間に衛生配管改修工事を予定しています。
14	その他	寄贈された絵の取り扱い	ホワイエ等にありますが、寄贈された絵（牡丹・大山氏）等の取り扱いに関しますり決めをご教授ください。（所有の所属・保険加入等）	絵の所有者は横浜市です。取扱いに関しては、横浜市港北公会堂指定管理業務仕様書及び横浜市港北公会堂指定管理業務特記仕様書に記載のとおりです。